

各 政党（政策担当様）御中

**コロナ禍の下で、高すぎる国民健康保険料を引き下げ、  
国民健康保険制度の改善を求める緊急要求・要望書**

2021年10月18日

中央社会保障推進協議会

地域住民の生活と福祉向上のために、日頃からのご尽力に敬意を表します。

国民健康保険(国保)は、戦後「国民皆保険」として、中小業者、農林業者、低所得労働者、無職者、高齢者など社会的弱者を加入者とするセーフティネットとして再編されました。国保法第1条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」と記され、その運営のために国庫負担も投入されています。国保は、自助や相互扶助では決して支えることのできない人々の医療保障を図り、「受診する権利」「健康になる権利」等を保障するために「国民皆保険制度」の土台として整備されてきたものです。

2018年4月から市町村国保は県と市町村による共同運営となり、国は県及び市町村に公費を負担し、市町村は県に納付金を納め、県は市町村に保険給付に必要な額を交付する「都道府県単位化」が実施されました。県は市町村に標準保険料(税)率を提示し、地域の実情に応じて最終的には市町村が標準保険料(税)率を決定します。

現在、市町村国保の保険料(税)は、被用者保険の保険料よりも高額です。高すぎて払えない保険料(税)は、高齢者をはじめとして加入者のいのちや暮らしを脅かす問題となり、改善を求める切実な声が上がっています。一方で国保安定化基金はため込まれ、自治体の国保財政は黒字になっています。

現在、進行中のコロナ感染拡大の下で、国保料(税)減免や傷病手当金の実施などの措置が取られましたが、いのちとくらしの安全・安心を守るためには不十分な状況です。

新型コロナ感染の蔓延は、超高齢化の進む日本社会の維持において、社会保障制度全般の充実とともに、国民皆保険制度(保険証の無条件交付、保険証一枚で「いつでも、どこでも、だれでも」必要な医療が受けられる、全国一律の公的給付)を支える国民健康保険制度の役割の重要性が鮮明になりました。コロナ後の社会において、とりわけ医療の拡大、充実が求められており、国民健康保険制度を改善していくことが求められています。

つきましては、国民健康保険に関わる要望について提出させていただき、各政党の政策運営に積極的な検討をいただくようお願いするものです。

**(1) コロナ感染拡大の収束が見通せない下で、コロナ感染に関わる特例減免、傷病手当金の措置等を国の責任で、感染収束まで継続してください。**

- ① 収入が減少した世帯の保険料減免制度を恒常的な制度としてください。さらに、所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。
- ② コロナ特例減免の適用要件については、前年収入をコロナ以前の2019年または2020年より3割以上減少した場合としてください。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。

(2) 全国知事会が国保財政に1兆円の補填するよう求めています。国庫負担増は急務です。国庫負担を医療給付費の45%に戻し、国保料(税)を引き下げてください。

- ① 保険者努力支援制度を廃止してください。当面は、繰り入れに対するマイナス評価を中止してください。
- ② 生活保護利用者への国保加入強制はやめてください。

### (3) 第2期国保運営方針について

第2期運営方針の実施にあたっては、コロナ感染拡大による自治体の実情、加入者の生活実態等が考慮されないままに実行されており、コロナ感染下での実態を踏まえて全面的な改定を行って下さい。

- ① 国保料(税)について、「市町村ごとの設定が基本」とした原則を維持し、都道府県単位の保険料統一は実施しないでください。
- ② 市町村の自治権を尊重し、法定外繰り入れ解消のための赤字解消年次計画を明記させるのではなく、法定外繰り入れを継続、充実させてください。

### (4) 国保に関わる当面する要求課題について

- ① 18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。
- ② 資格証明書の発行はやめてください。
- ③ 保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- ④ 医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。
- ⑤ 保険料(税)の減免制度を拡充してください。
- ⑥ 保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努めてください。むやみに短期保険証の発行や差押えなどの対応は行わず、滞納者への差押えについて法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。
- ⑦ 一部負担金の減免制度については、収入要件を緩和するなど活用できる基準にしてください。
- ⑧ すべての加入者を対象にした傷病手当金、出産手当金を法定給付としてください。

- ⑨ 国庫負担金等を削減する減額調整（ペナルティ）措置を廃止してください。
- ⑩ 「ポスター」や「国保のしおり」、ホームページ等の広報において、「国民健康保険」は「社会保障制度」であり「皆保険制度の土台であること」そして、国と自治体に財政責任があることを明記してください。

#### （５）地域住民の健康権、受療権を保障するために

- ① 自治体は、制裁措置を強めるのではなく、丁寧な生活・労働実態の把握に努め、対応するようにしてください。そのために国は、住民の健康権、受療権を保障する立場で対応するよう周知徹底してください。
- ② 地域住民に直接対応する国保担当職員を増員し、正規の職員体制を充実させてください。
- ③ 滞納・差押え処分にあたっては、基本的人権を尊重する「納税緩和措置」を徹底し、過酷な取り立てをやめさせてください。

#### <連絡先>

〒110-0013

東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5F

中央社会保障推進協議会（中央社保協） 〈担当 山口〉

TEL 03-5808-5344 FAX 03-5808-5345

MAIL k25@shahokyo.jp

〈担当 山口〉